

## 公益財団法人佐賀県体育協会 加盟団体規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐賀県体育協会定款（以下「定款」という。）第5条に規定する加盟団体及び定款第7条に規定する負担金に関して必要な事項を定める。

### (加盟団体)

第2条 加盟団体は、正加盟団体と準加盟団体とする。

2 加盟団体とは、次の各号に掲げる団体であつて、定款第6条に規定する同意を経たものをいう。

- (1) 県下の郡又は市（町）を総括する体育団体
- (2) 一つの競技種目について全県下を総括代表するアマチュア体育団体
- (3) 県下学校を統括代表する学校体育団体のうち、加盟を承認された団体
- (4) 県下を総括代表する職域スポーツ団体とする

3 準加盟団体とは、体育・スポーツに関する団体のうち、正加盟団体以外の団体で、定款第6条に規定する同意を経たものをいう。

### (報告及び届出)

第3条 加盟団体は、毎年5月末日までに次の事項について公益財団法人佐賀県体育協会（以下「本協会」という。）に報告しなければならない。

- (1) 当該年度の事業計画、収支予算書及び役員名簿
- (2) 前年度の事業報告及び収支決算書
- (3) その他報告を求められた事項

第4条 加盟団体は、選出した評議員及び当該団体の役員並びに規約等を変更した場合は、速やかに文書で報告しなければならない。また、評議員の会議には出席しなければならない。

### (負担金)

第5条 加盟団体は、毎年定款第7条に定める負担金を毎年6月末までに納入しなければならない。ただし、準加盟団体にあつては、この規定は適用しない。

2 負担金の額は、別表のとおりとする。

3 市郡体育協会負担金額は、当該年度佐賀県市町村法令外負担金等審議会で定められた支出基準により算定する額とする。

### (加盟)

第6条 新たに加盟しようとする団体の代表者は、加盟申込書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて本協会理事長に提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 団体の概要
- (2) 規約
- (3) 役員表
- (4) 前年度事業概要
- (5) 当該年度事業計画及び予算書  
(評議員)

第7条 加盟の承認を受けた団体は、直ちに定款7条による負担金を納付し、評議員候補者1名を選出し、本協会理事長に報告しなければならない。ただし、準加盟団体には、この規定は適用しない。

(脱退)

第8条 定款第8条1項の脱退しようとする団体は、次の書類を本協会理事長に提出し、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

2 脱退した場合に、当該団体が納入した負担金は、理由のいかんを問わず返還しない。

(罰則)

第9条 次の各号に該当した場合は、本協会理事長から警告又は除名することができる。

- (1) 公益財団法人日本体育協会定款及び加盟団体アマチュア規程に違反したもの
- (2) 公益財団法人佐賀県体育協会定款に違反したもの
- (3) このほか、本協会の名誉を著しく毀損したもの

(加盟団体における係争処理)

第10条 本協会と加盟団体、加盟団体同士及び加盟団体内部において、争いごとが生じ本協会に対して不服申し立てがあった場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に判断を委ねる場合がある。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年11月8日一部改正